

# 国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の加入・脱退について

～異動があった場合は、届出を行ってください～

## 国民健康保険（国保）の加入

世帯主は自分の世帯の被保険者に異動があつたときは、市の窓口で届出し

なければなりません。

届出に必要なものは、次の表のとおりです。届出時には、免許証などで本人確認をさせていただきます。

マイナンバーカード・通知カードおよび運転免許証などの本人確認できるもの

現在ご使用の国民健康保険被保険者証（保険証）は3月31日（火）が有効期限となっています。

新しい保険証は3月中旬に郵送します。簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。不在の場合は郵便局が「不在連絡票」を置いていきますので、その指示に従い受け取ってください。

古い保険証は、ハサミなどで切断し使用できないよう破棄してください（返却不要）。

なお、保険証が届かない場合など不明な点があれば、お問い合わせください。

## 保険証の記載内容に変更がある場合

保険証の記載内容に変更がある方は既に他の社会保険などに加入されている方の被保険者証が届いた場合

・その他内容に誤りがある場合

・既に通知のあつた世帯は、その指示により更新してください。

更新をされないと4月から使用できなくなります。

※保険証裏面が、臓器提供意思表示カードになっています。個人情報保護シールが必要な方は、保険年金課または各支所でお受け取りください。

問 届出 保険年金課（55）71119

新しく国民健康保険の被保険者証は

3月中旬に郵送します

	こんなときには届出を	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の喪失証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
国保を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険証
	生活保護を受けたとき	国保の保険証、保護開始通知書
	死亡したとき	印鑑、国保の保険証、死亡を証明するもの
そのほかのとき	市内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯が別れたり、一緒になったとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	
	修学や出稼ぎなどのため必要なとき（別に住所を定めるとき）	国保の保険証、在学証明書など
	保険証を紛失したとき	－

